

(資料)

1 ご登録いただけない業種又は条件等

- (1) ホテル・民宿 ※ただし、宿泊以外の商品・サービスは対象とする
- (2) 沖縄県感染防止対策認証制度の認証を受けていない飲食店(テイクアウト専門店を除く)
- (3) 風営法第2条第1項(4号営業にあたるもの)パチンコ、スロット店、マージャン店
- (4) 風営法第2条第5項に該当する性風俗関連特殊営業
- (5) 特定の宗教、政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの

2 ご登録いただけるが、専用券対象外となる業種又は条件等(共通券のみのご登録)

- (1) 百貨店
- (2) 大型商業施設(ショッピングセンター)内の直営売場
- (3) 食品スーパー(個人商店は除く)
- (4) 全国展開しているドラッグストア
- (5) 全国展開している飲食チェーン店
- (6) 全国展開している家電量販店
- (7) コンビニエンスストア
- (8) 旅行会社
- (9) 大規模小売店舗立地法の対象となる店舗面積1,000㎡を超える小売店

3 専用券としてご登録いただける業種又は条件等

・上記1、2のいずれにも該当しない店舗で、登録店舗申請後、審査を経てご登録となります。

※共通券、専用券とは。

共通券:すべての登録店舗でご利用できる商品券です。

専用券:小規模店舗等での利用に限定した商品券です。

4 利用対象外となる商品・サービス

- (1) 金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- (4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (5) 出資や債務の支払い(税金や使用料などの公租公課、電気・ガス・電話料金等、振込代金、振込手数料)
- (6) 医療保険や介護保険等の一部負担金(処方箋が必要な医薬品を含む)
- (7) 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料(一時預かりを除く)
- (8) 各登録店が利用対象外として指定するもの
- (9) その他、那覇市が指定するもの